

広島県告示第五百八十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、指定公金事務取扱者に公金事務を委託したので、同条第二項及び地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）第十二条の二の十四第二項の規定により、次のとおり告示する。
令和八年五月七日

広島県知事 横 田 美 香

名称	住所又は事務所の所在地	指定をした日	委託した公金事務に係る歳入等の内容	委託をした日（委託期間）
広島市	広島市中区国泰寺町一丁目六番三四号	令和八年四月一日	一般旅券発給手数料等徴収業務	令和八年四月一日（令和八年四月一日～令和九年三月三十一日）
呉市	呉市中央四丁目一番六号	令和八年四月一日	一般旅券発給手数料等徴収業務	令和八年四月一日（令和八年四月一日～令和九年三月三十一日）
竹原市	竹原市中央五丁目六番二八号	令和八年四月一日	一般旅券発給手数料等徴収業務	令和八年四月一日（令和八年四月一日～令和九年三月三十一日）
三原市	三原市港町三丁目五番一号	令和八年四月一日	一般旅券発給手数料等徴収業務	令和八年四月一日（令和八年四月一日～令和九年三月三十一日）
尾道市	尾道市久保一丁目一五番一号	令和八年四月一日	一般旅券発給手数料等徴収業務	令和八年四月一日（令和八年四月一日～令和九年三月三十一日）
福山市	福山市東桜町三番五号	令和八年四月一日	一般旅券発給手数料等徴収業務	令和八年四月一日（令和八年四月一日～令和九年三月三十一日）

株式会社エイ ジェック 広島 オ フ アイ ス	北 広 島 町
広島市南区松原 町二番六二号 広島J.Pビル ディング八階	山 県 郡 北 広 島 町 有 田 一 二 三 四 番 地
令 和 八 年 四 月 一 日	令 和 八 年 四 月 一 日
一 般 旅 券 発 給 手 数 料 等 徴 収 業 務	一 般 旅 券 発 給 手 数 料 等 徴 収 業 務
令 和 八 年 四 月 一 日 （ 令 和 八 年 四 月 一 日 ～ 令 和 九 年 一 月 三 一 日 ）	令 和 八 年 四 月 一 日 （ 令 和 八 年 四 月 一 日 ～ 令 和 九 年 三 月 三 一 日 ）